

福津市における空家等の利活用促進に係る包括連携に関する協定書

福津市（以下「甲」という。）、津屋崎空き家活用応援団（以下「乙」という。）は、福津市内（以下「市内」という。）における空家等（戸建て住宅又は長屋、共同住宅その他居住の用に供するものの一区画であつて、使用がなされていないものをいう。以下同じ。）の利活用の取組を促進するため、次のとおり包括的な連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の二者が連携・協力し、市内の空家等の利活用を通じて、市内の良好な生活環境の保全やまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 空家等に関する情報共有に関すること。
- (2) 空家等の利活用の相談に関すること。
- (3) 空家等の利活用の促進に関すること。
- (4) 空家等の利活用の取組に係る助言等に関すること。
- (5) 空家等の利活用に係る調査、研究に関すること。
- (6) その他甲及び乙が協議して必要と認める事項に関すること。

（情報共有）

第3条 甲は、空家等に関する情報について、当該空家等の所有者等（空家等を所有し、又は管理する者をいう。）の同意を得られたものに限り、乙に情報共有できるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に定める事項の実施にあたり、知り得た情報を甲及び乙の承認を受けずに第三者に漏らしてはならない。また、本協定の有効期間終了又は解除後も同様とする。

（個人情報の保護）

第5条 乙は、本協定に定める事項を実施するため個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（協定の有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の3月前までに、甲及び乙のいずれからも書面により何らの申出がない場合は、本協定は期間満了の日の翌日から1年間更新され、それ以降も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において記名押印の上、各々1通を保有する。

令和 6 年 5 月 / 日

甲 福岡県福津市中央一丁目1番1号

福津市長

原崎 智仁



乙 福岡県福津市津屋崎四丁目15番17号

津屋崎空き家活用応援団

代表

山口 覚



別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

2 受注者は、この契約による個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、責任区分等を明確にし、特定された従事者以外の者が当該個人情報にアクセスすることがないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(安全確保の措置)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第5 受注者は、この契約による事務进行处理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。

(利用及び提供の制限)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受注者は、この契約による事務进行处理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等がある場合は、発注者の承諾なしにそれを複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務进行处理のために発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務

完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への研修)

第10 受注者は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(事故報告)

第11 受注者は、個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従い、原因究明等必要な措置を講ずるものとする。

(調査)

第12 発注者は、受注者がこの契約による事務进行处理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができるものとする。

(指示及び報告)

第13 発注者は、受注者がこの契約による事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(取扱記録の作成)

第14 受注者は、個人情報の適切な管理を確保するため、この契約による事務に関して取り扱う個人情報の取扱状況を記録し、発注者に報告しなければならない。

(運搬)

第15 受注者は、この契約による事務进行处理するため、又は当該事務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第16 発注者は、受注者が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。